

も、清廷未だ浩罕を追及せざりしかば、回民自立の心自ら向上し、新疆全部變亂の勢ひ漸く成る。而も第五回の騷亂は、他方面より起りたり。

露國との
條約

是より先き、咸豐元年(千八百五十年)湖查の亂あるに拘らず、清廷伊犁將軍奕山、參贊大臣布彥泰等に命じ、露國と伊犁及塔爾巴哈臺の通商條約を議定せしめたり。其大要を擧ぐれば、内地の通商に關稅を課せざることに、塔爾巴哈臺の烏占卜倫に向て往來する露商の爲めに、官兵を派して沿路を護送すること。塔爾巴哈臺に於て牧場を指定し、露人に牧畜せしむること。塔爾巴哈臺の地に於て、一區を露商に與へ更に一區の埋葬地を與ふること。露商が帶來する羊隻は、十隻毎に清廷其の二隻を買ひ、每隻布一疋を給する事等なりとす。該條約に據れば、清國の露商民を保護するもの頗る厚く、且つ利益を與ふるや極めて大なり。之に反して清國は、何等の利益なきのみならず、影響の及ぶ所、獨り塔爾巴哈臺の一境に止まらず。然り清國が此の不利益なる條約をも甘諾するに至りしは、蓋し國家多事の際、未だ他を顧るの違あざりしに因り、露も亦其の弱點に乗じたりしや知るべきなり。

定界條約

同十年(千八百六十一年)清廷復た露國と定界條約を締結せり。該條約第二條に於て、清